いじめ防止基本方針

いわき市立中央台南小学校

1　いじめ防止に関する基本的な考え方

（１）いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

この法律・・・「いじめ防止対策推進法」
公布　平成２５年　６月２８日
施行　平成２５年　９月２８日

（２）いじめに対する基本認識

いじめは決して許されない行為であるとともに、すべての子どもと大人が**「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもににも起こり得る」**という認識をもち、すべての関係者が連携して未然防止、発見、解消にあたる。

（３）いじめに対する基本方針

（１）いじめは反社会的な行為として絶対許されないことである。

（２）傍観者を作らない指導をする。（いじめを見て見ぬふりをすることも加害者）

（３）問題を起こす子どもに対して、毅然とした指導をする。

（４）全職員でいじめられている子どもを必ず守り通すという毅然とした姿勢を示す。

教育諸計画「生徒指導全体計画」より

2　いじめの防止、発見、解決に向けた取り組み

（１）未然防止

①子どもがいじめ問題を自分のこととして考え､自ら行動できる集団づくりに努める。
②道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
③アンテナを高くし、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないように努める。
④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
⑤常に危機感をもち､いじめ問題への取り組みを定期的に点検して､改善充実を図る。
⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
⑦地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携に深める。

（２）早期発見

①子どもの声に耳を傾ける。（学期ごとの「困りごと調べ」、日記、面談　等）
②子どもの行動を注視する。（日々の観察　等）
③保護者と情報を共有する。（連絡帳、電話・家庭訪問、ＰＴＡの会議　等）
④地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有　等）

（３）早期解消・解決

①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
③校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
④いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪させる。

⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携を行う。
⑦必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用を図る。

3　いじめ対策組織
（１）　いじめについての連絡・報告・通報・情報提供があった場合、校長は「いじめ対策委員会」を設置する。
（２）　いじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・当該担任教員にて構成される。
（３）　いじめ対策委員会にて、いじめの認知等を決定し、その後の対応について話し合うものとする。
（４）　同委員会は、話し合いの内容を記録し、議事録として当該児童が義務教育を修了するまで保存・保管するものとする。

4　いじめ防止等の対策のための組織
（１）　生徒指導委員会
　校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を年間計画に沿って定期にまたは必要に応じ臨時に開催する。
（２）　職員打ち合わせでの情報交換及び共通理解
　毎週の打合せの際、生徒指導全般に関する事案や配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る際、いじめに関する情報交換を行う。
（３）　ＰＴＡ運営委員会
①　参加メンバー　学　校：校長、教頭、教務主任、各学年主任、Ｐ会計
　　保護者：会長、副会長、庶務、会計、学年委員長、専門部長、南小子供会育成会会長、交通安全母の会会長
②　開催時期　４月、７月、１２月、３月の４回（令和元年度実績）
③　協議内容　学校よりいじめに関する現況と防止に関する取り組みについて説明する。参加者全体で情報交換や取り組みに関する意見を交換する。
（４）　学校評議員会
　年２回開催される全体会において、学校よりいじめに関する現況と防止に関する取り組みについて説明する。参加者全体で情報交換や取り組みに関する意見を交換する。
（５）　重大事発生時の組織
　後述「重大事態への対処」参照

6　家庭、地域、関係機関との連携
　保護者と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、市総合教育センター、民生児童委員、児童相談所、保健福祉センター、近隣学校、警察生活安全課少年係などの関係諸機関や役職の方と連携して課題解決に臨む。

5　重大事態への対処
（１）　重大事態の定義
①　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
②　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
②　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（２）　重大事態への対処
①　重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（教育相談、校内研修、ＰＤＣＡサイクルを含む）

	教職員の活動	児童の活動・指導内容	保護者・関係機関
４月	○ いじめ防止基本方針についての検討（生徒指導委員会） ○ いじめ対策に関わる共通理解、児童に対する情報交換（職員会議）	○ 学級開き・学級ルール作り ○ 行事を通した人間関係作り（運動会、遠足、宿泊活動、修学旅行、全校わくわく集会など）	○ ＰＴＡ総会でいじめ防止基本方針理解 ○ ＰＴＡ運営委員会
５月	○ 毎週の打合せでの情報交換		○ スクールカウンセラー招聘による教育相談（定期 5 月と 11 月と臨時）
６月	○ ４年生ＱＵ検査（市教委） ○ ＱＵ検査結果を踏まえた考察と対応策の共有	○ 全校鬼ごっこ遊び ○ 困りごと調べ	○ いじめ調査 ○ 学校評議員会
７月	○ 教職員の自己評価実施	○ 校外子供会での実態調査	○ Ｐ運営委
８月	○ 生徒指導に関する現職研修		
９月	○ 「変だな」と感じたときの相談、面談（随時）	○ 困りごと調べ	
１０月			
１１月	○ 個別懇談	○ 学級や縦割り班での長縄跳びなどの集団活動	○ ＳＣ招聘 ○ 保護者対象学校に関するアンケート
１２月	○ 教職員の自己評価	○ 校外子供会の調査	○ Ｐ運営委
１月		○ 困りごと調べ	○ 教職員の不適切な行為に関する調査
２月		○ 学校評価内の児童対象学校生活に関するアンケート	○ 学校評議員会
３月	○ 「いじめ防止に関する基本方針」の見直し改良（生徒指導委員会）	○ 校外子供会の調査	○ Ｐ運営委

この基本方針は、平成２５年　９月２８日から施行する。

※ 付則１ 「いじめ対策委員会」は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・当該担任教員にて構成されるが、状況によって上記の内３名以上の出席にて成立するものとする。

令和６年　４月　１日改定・付加